中小企業者向け　越前市

制度融資の手引

令　和　7　年　度

令和7年4月

越前市産業政策課

目　　次

【制度チラシ】

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資制度の概要について..... 1

【手引集】

越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資制度の概要について..... 5
越前市中小企業等未来開拓サポート資金利子補給制度の概要について 7
越前市小規模企業者支援特別資金融資制度の概要について 9
越前市小規模企業者支援特別資金利子補給制度の概要について..... 11
特定中小企業者の認定について（セーフティネット保証制度関連） 12
許認可等を必要とする主な業種 17

事業に
必要な資金
（運転資金・
設備資金）
を借りたい

越前市で事業を行う
中小企業者・創業者の方へ！

中小企業等
未来開拓サポート資金融資制度

をご利用ください！

返済期間　最長 **10** 年

実質金利　**0.5%** 相当（最長5年間）です！

融資対象		越前市で事業を行う 中小企業者（小規模企業者含む）・創業者
融資額	運転	**2,000万円以内**　返済期間 **5年以内**
	設備 併用	**3,000万円以内**　返済期間 **10年以内** **※ただし、運転・設備併用資金の運転資金に相当する部分は、1,000万円まで**
融資利率		2%【利子補給期間中の実質金利0.5% （融資利率2%－利子補給1.5%）】
利子補給	運転	借入残高の　**1.5%** 相当額を　**3年間**　（補給します！）
	設備	〃　**1.5%** 相当額を　**5年間**
償還方法		元金均等割賦償還（据置期間：6ヵ月以内）
申込先		福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の 越前市内の各支店

【利子補給について】

毎年1/1～12/31の支払利子額に対し、毎年補給額をキャッシュバックします。
（利子補給期間：3～5年間 ※条件によって異なります。）※別途申請が必要です。

例：1年間の支払利子額が10万円の場合の補給額
100,000円÷融資利率2%×1.5%＝75,000円キャッシュバック
（100円未満切り捨て）
実質支払利子額は、25,000円になります。

○利子補給条件の詳細については、2ページ目をご覧ください。

お問合せ　越前市役所　産業政策課（市役所本庁2F）
TEL　0778-22-3047

事業に必要な資金（運転資金・設備資金）を借りたい

～続き～

中小企業等 未来開拓サポート資金融資制度

■利子補給対象条件一覧

・以下の①～⑤いずれかに当てはまる場合、利子補給を受けることができます。
・融資申込時又は利子補給申請時までに、下表**提出書類をご提出**ください。
※利子補給申請毎に提出が必要です。

対象者	要件	利子補給を受けるための条件	提出書類
①まちなか出店促進支援事業助成金 対象企業	指定エリアでの出店等に関する工事に係る費用が150万円以上	助成金の交付決定を、融資申込日の1年前の日から初年度の利子補給申請日までに受けていること	交付決定通知書の写し
②越前市健康すまいる事業取組達成事業所	健康経営の重要性を認識し、従業員等の健康維持・増進のため、事業所自ら設定した項目を取組目標とし、達成していること	初年度の利子補給申請日までに認定を受けていること、翌年度以降については、各年度の利子補給申請日までに、申請年度の認定を受けていること （※登録申請は毎年5月末が受付〆切です。）	認定証の写し
③越前市輝く女性活躍応援団登録事業所	女性が働きやすい職場づくりのため、女性の活躍支援計画を作成し、積極的に取り組んでいること	融資申込時に、登録がされていること	賛同事業所登録通知書の写し
④福井県「社員ファースト企業」宣言　登録事業所	働きやすい職場環境づくりに取り組むため、働き方改革に向けた宣言、取り組み内容について県に報告していること	融資申込時に、県HPに掲載されていること	宣言書の写し
⑤環境省「脱炭素アドバイザー」配置事業所	企業の脱炭素化に向けた取り組みに関してのアドバイスができる環境省認定の資格習得者を正社員雇用していること	融資申込時に、左記条件を満たしていること	資格者証・雇用者を証する書類

●助成金、制度に関する問合せ先は次のとおりです。
① まちづくり武生㈱　0778-25-6802
② 健康増進課　0778-24-2221
③ 市民協働課　0778-22-3293
④ 産業政策課　0778-22-3047
⑤ 環境政策課　0778-22-5342

事業に
必要な資金
（運転資金・
設備資金）
を借りたい

その他の制度融資、利子補給制度のご紹介

	小規模企業者支援特別資金
対象者	小規模企業者 （中小企業信用保険法第2条第3項に定める）
融資限度額	2,000万円
返済期間	7年以内
融資利率	※県中小企業育成資金（小口）の利率に準じる（R7.4.1現在1.4％以下）
償還方法	元金均等割賦償還（据置期間6ヵ月以内）
利子補給 （運転・設備ともに）	1年間 全額
申込先	福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の越前市内の各支店

■その他の利子補給制度

		マル経融資利子補給	女性等創業支援資金 利子補給
対象者		マル経融資を受けている方	「女性、若者/シニア起業家資金」又は「中小企業経営力強化資金」を受けており、市内で創業済（予定）の女性又は創業（予定）時において55歳以上の男性
利子補給	運転	1年間 1% or 支払利子額の1/2 いずれか多い額	2年間 全額（累計20万円まで）
	設備	2年間 1% or 支払利子額の1/2 いずれか多い額	
融資申込先		武生商工会議所 越前市商工会	日本政策金融公庫

※マル経融資は、県の利子補給も受けられます。

【融資申込及び利子補給申請に係る手続きフローについて】（中小企業等未来開拓サポート資金、小規模企業者支援特別資金）

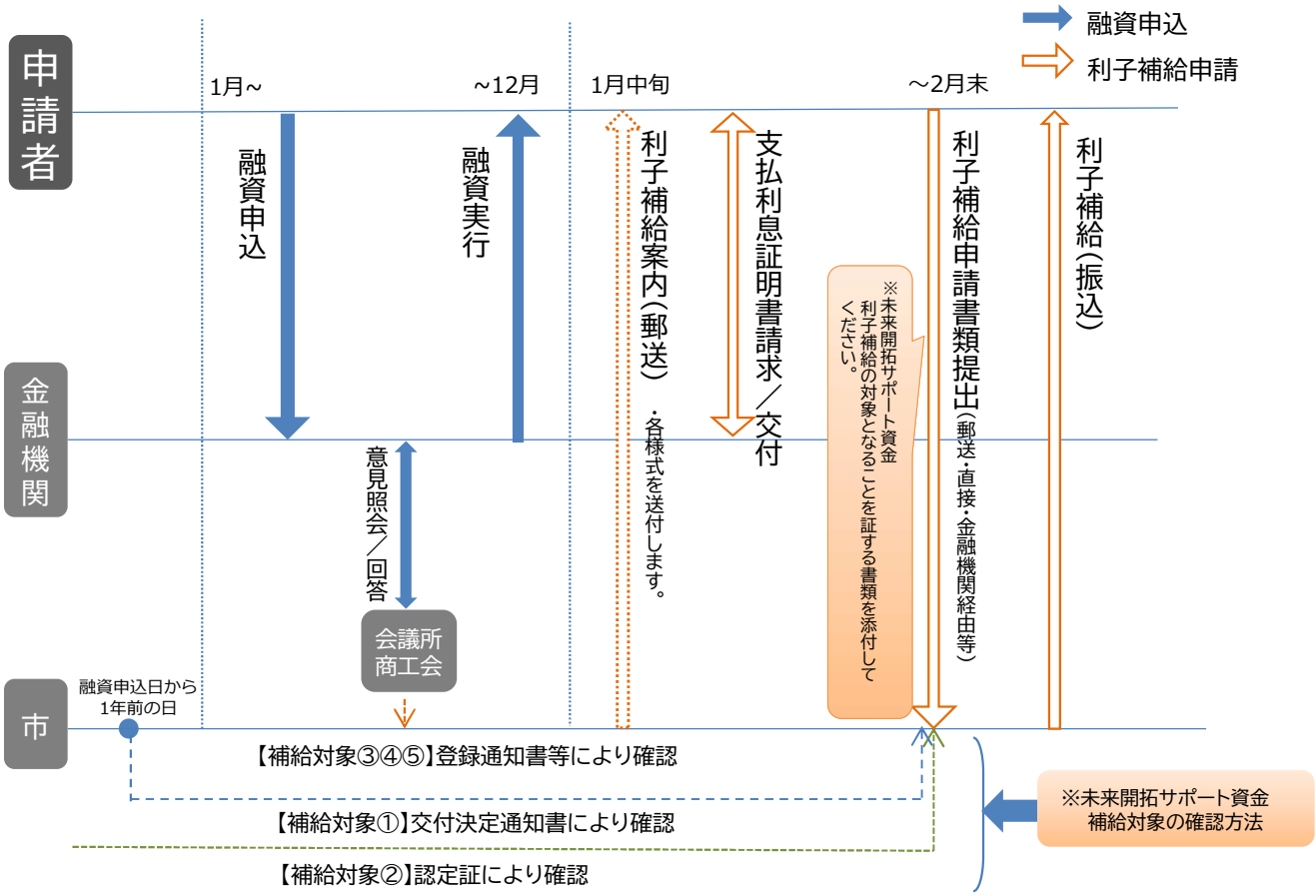

ー融資申込及び利子補給申請等に係る要件と提出書類についてー

	融資申込		利子補給申請		
	(A) 中小企業等未来開拓サポート資金	(B) 小規模企業者支援特別資金	(A) 中小企業等 未来開拓サポート資金	(B) 小規模企業者支援 特別資金	その他 ・マル経融資 ・女性等創業支援資金
要件	• 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいる方 • 市税を完納している方 • 償還能力を有している方 • 設備資金の融資を受ける方の場合、具体的な設備計画を有し、かつ市内に当該設備を設置するものであること • 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合、既に当該許可、免許、登録等を受けている方		• 当該融資を受けており、確実に元金及び利子の返済を行っている方 • 市税を完納している方		
	• 中小企業者(小規模企業者を除く)の場合、市内で1年以上継続して事業を営んでいる方 • 小規模企業者の場合、市内で事業を営む方又は3ヵ月以内に事業開始予定の方	• 市内で1年以上継続して事業を営んでいる方			
提出書類	【融資申込書と共に提出】 • 市税に滞納なしの証明書(完納証明書) • 設備資金の融資を受ける方の場合、見積書、契約書等 • 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合、当該許可、免許、登録証等の写し • その他金融機関が認める書類		【利子補給交付申請書兼請求書と共に提出】 • 返済額一覧表の写し及び支払利息証明書 • 市税に滞納なしの証明書 ※申請書に同意があれば不要 • 利子補給を受ける場合、それを証する書類((A)のみ) ※チラシ表面補給対象一覧添付書類欄に記載		

その他、詳しくは越前市HPから「制度融資の手引」をご覧ください。

【申込先】 福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の市内各支店

【お問合先】越前市役所　産業政策課(市役所本庁2F)
TEL:0778-22-3047／FAX:22-5167
MAIL:syoukou@city.echizen.lg.jp

越前市中小企業等未来開拓サポート資金

融資制度の概要について

１目　的

金融機関による経営指導等を伴った伴走型融資の実行により、企業の経営力強化に繋げ、中小・小規模企業者の持続的発展、事業承継を促進する。

２資金の種類

中小企業等未来開拓サポート資金

３資金の用途

（1）運転資金　物品の仕入資金、手形決済資金、人件費等で事業者がその事業を継続して営むために必要な資金

ただし、次に掲げる資金は対象外とする。

ア 株、土地投機等の投機的な資金

イ 転貸資金

ウ 他の債務の返済資金

エ 既存融資の借り換え資金

（2）設備資金　事業を円滑に、かつ、効率的に遂行するために固定的、耐久的設備に投下される資金

ただし、次に掲げる資金は対象外とする。

ア 市外に当該設備を設置するための資金

イ 既に支払済みの設備に対する資金

ウ 既存融資の借り換え資金

４融資対象者

（1）対象者　中小企業者（小規模事業者含む）／創業者

（2）要件

1 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいること。

2 中小企業者（小規模企業者を除く）の場合、市内で1年以上継続して事業を営んでいること。小規模事業者の場合、市内で事業を営んでいるか、3ヶ月以内に創業予定であること。

3 市税を滞納していないこと。

4 償還能力を有していること。

5　設備資金の融資を受けるものは、具体的な設備計画を有し、かつ市内に当該設備を設置するものであること。

6　許認可を必要とする業種は、既に当該許可、免許、登録等を受けていること。

5 担　保　　取扱金融機関の定めによる。

6 保証人　　取扱金融機関の定めによる。（信用保証協会の保証付融資は対象外）

7 取扱金融機関　福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、福井信用金庫、北國銀行の越前市内にある支店

■提出書類

① 申込時　＜申込者　→　取扱金融機関＞

書　類	備　考
□　越前市中小企業等未来開拓サポート資金融資申込書	要綱・様式集　p10
□　市税に滞納なし（過年度分含む）の証明書	
□　見積書、契約書等の写し	設備資金の場合
□　許認可証等の写し	許認可が必要な業種の場合
□　その他取扱金融機関が必要と認める書類	

② 意見照会時　＜取扱金融機関　→　商工会議所・商工会＞

書　類	備　考
□　申請者から提出された書類一式の写し	
□　その他商工会議所・商工会が必要と認める書類	

④ 市に報告　・・・毎月翌月10日までに提出

＜　取扱金融機関　→　（代表店にてとりまとめ）　→　市産業政策課へ　＞

書　類	備　考
□　貸付状況報告書	要綱・様式集　p12
□　申込者から提出された書類一式の写し	
□　償還予定表（初回実行分を含む）	
□　利子補給対象要件に関する提出書類	

越前市中小企業等未来開拓サポート資金

利子補給制度の概要について

1 補給対象者

- 越前市中小企業等未来開拓サポート資金の融資を受けている事業者
- 資金の返済において、確実に元金及び利子の返済を行っていること
- 市税を完納していること

2 補給金の額

次の式で算出した金額を補給します。(100 円未満切り捨て)

補給金額＝対象支払利子額÷融資利率(2%)×補給利率

※対象支払利子額・・・補給対象期間内において支払うべき利子のうち、毎年1月1日から12月31日までの支払利子額(延滞利子等を除く)

※補給対象期間と補給利率・・・下の表のとおり

〈補給対象期間と補給利率〉

	補給期間	補給利率
運転	3年間	1.5%
設備	5年間	1.5%

※補給対象期間は融資実行日から起算します。

3 補給条件について

次ページの補給対象条件一覧に該当する場合のみ、利子補給を受けることができます。

添付書類などは次ページ一覧表をご確認ください。

4 申請手続き

申請者から市に提出された交付申請書類に基づき、越前市が申請者に対象の利子を補給します。

■補給対象条件一覧表　※利子補給申請毎に、添付書類の提出が必要となります。

対象者	要件	利子補給を 受けるための条件	提出書類
①まちなか出店促進支援事業助成金 対象企業	指定エリアでの出店等に関する工事に係る費用が 150 万円以上	助成金の交付決定を、融資申込日の1年前の日から初年度の利子補給申請日までに受けていること	交付決定通知書の写し
②越前市健康すまいる事業取組 達成事業所	健康経営の重要性を認識し、従業員等の健康維持・増進のため、事業所自ら設定した項目を取組目標とし、達成していること	初年度の利子補給申請日までに認定を受けていること、翌年度以降については、各年度の利子補給申請日までに、申請年度の認定を受けていること	認定証の写し
③越前市輝く女性活躍応援団行動宣 への賛同　登録事業所	女性が働きやすい職場づくりのため、女性の活躍支援計画を設定し、積極的に取り組んでいること	融資申込時に、登録がされていること	賛同事業所登録通知書の写し
④福井県「社員ファースト企業」 宣言登録事業所	働きやすい職場環境づくりに取り組むため、働き方改革に向けた宣言、取り組み内容について県に報告していること	融資申込時に、県 HP に掲載されていること	宣言書の写し
⑤環境省「脱炭素アドバイザー」 配置事業所	企業の脱炭素化に向けた取り組みに関してのアドバイスができる環境省認定の資格習得者を正社員採用していること	融資申込時に、左記条件を満たしていること	資格者証・雇用者を証する書類

●助成金、制度に関する問い合わせ先は下記のとおりです。

① まちづくり武生㈱　0778-25-6802
② 健康増進課　0778-24-2221
③ 市民協働課　0778-22-3293
④ 産業政策課　0778-22-3047
⑤ 環境政策課　0778-22-5342

越前市小規模企業者支援特別資金

融資制度の概要について

１目　的

国の定める小口零細企業保証制度を利用し、市内の小規模企業者に必要な資金の融資を行うことにより、小規模企業者の事業の円滑化、商工業の振興に寄与することを目的とする。

２資金の種類

小規模企業者支援特別資金

３資金の用途

（1）運転資金　　商品・原材料等の仕入資金、買掛金・未払金の決済資金、人件費　等

ただし、次に掲げる資金は対象外とする。

ア　株、土地投機等の投機的な資金

イ　転貸資金

ウ　他の債務の返済資金

エ　既存融資の借り換え資金

（2）設備資金　　営業用建物の新築・改築資金、機械・車両取得資金　等

ただし、次に掲げる資金は対象外とする。

ア　市外に当該設備を設置するための資金

イ　既に支払済みの設備に対する資金

ウ　既存融資の借り換え資金

４融資対象者

（1）対象者　小規模企業者

（2）要件

1　福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいること。

2　市内で1年以上継続して事業を営んでいること。

3　市税を完納していること。

4　償還能力を有していること。

5　設備資金の融資を受けるものは、具体的な設備計画を有し、かつ市内に当該設備を設置するものであること。

6　許認可を必要とする業種は、既に当該許可、免許、登録等を受けていること。

５担　保　　取扱金融機関の定めによる。

６保証人　　取扱金融機関の定めによる。

７取扱金融機関　　福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、福井信用金庫、北國銀行の市内にある支店

■提出書類

① 申込時 ＜申込者 → 取扱金融機関＞

書　類	備　考
□　越前市小規模企業者支援特別資金融資申込書	要綱･様式集 p23
□　「市税に滞納なし(過年度分含む)」の証明書	
□　見積書、契約書等の写し	設備資金の場合
□　許認可証等の写し	許認可が必要な業種の場合
□　その他取扱金融機関が必要と認める書類	

② 要件確認時 ＜取扱金融機関 → 商工会議所･商工会＞

書　類	備　考
□　申請者から提出された書類一式の写し	
□　その他商工会議所･商工会が必要と認める書類	

③ 保証協会への申込 ＜取扱金融機関 → 福井県信用保証協会＞

書　類	備　考
□　申込者から提出された書類一式の写し	
□　その他福井県信用保証協会が必要と認める書類	

④ 市に報告 ‥毎月翌月10日までに提出

＜ 取扱金融機関 →（代表店にてとりまとめ）→ 市産業政策課へ ＞

書　類	備　考
□　貸付状況報告書	要綱･様式集 p24
□　申込者から提出された書類一式の写し	
□　償還予定表(初回実行分を含む)	

越前市小規模企業者支援特別資金

利子補給制度の概要について

1 補給対象者

- 越前市小規模企業者支援特別資金の融資を受けている事業者
- 資金の返済において、確実に元金及び利子の返済を行っていること
- 市税を完納していること

2 補給金の額

対象支払利子額の全額を補給します。

補給対象期間は、融資実行日から起算して1年以内です。

※対象払利子額･･･補給対象期間内において支払うべき利子のうち、毎年1月1日から12月31日までの支払利子額（延滞利子等を除く）

3 申請手続き

申請者から市に提出された交付申請書類に基づき、越前市が申請者に対象の利子を補給します。

特定中小企業者の認定について
（セーフティネット保証制度関連）

セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第２条第５項）は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。この制度を利用するためには、事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受ける必要があります。

【中小企業信用保険法第２条第５項】

・第１号（連鎖倒産防止）関係

以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

・経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して５０万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること。

・申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が２０％以上であること。

指定事業者については、中小企業庁のホームページを参照してください。

・第４号（突発的災害（自然災害等））関係

以下の要件全てを満たす中小企業者

・指定を受けた地域において、1年間以上継続して事業を行っている。

・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して２０％以上減少しており、かつ、その後2か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して２０％以上減少することが見込まれること。

指定を受けた地域及び指定期間については、中小企業庁のホームページを参照してください。

・第５号（業況の悪化している業種）関係

以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

・指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近３か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して５％以上減少していること。

・指定事業と指定業種に属さない事業（以下、「 非指定事業」 という。）

を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5％以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5％以上減少していること。

・創業者等であって指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5％以上減少していること。

・創業者等であって指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5％以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5％以上減少していること。

・指定事業のみ（兼業含む）を行っており、（1）中小企業者全体における最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が 20%以上を占めていること、（2）中小企業者全体における最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して 20%以上上昇していること、（3）中小企業者全体における最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。

・指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の 20%以上を占めており、かつ、（1）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が 20%以上を占めていること、（2）指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して 20%以上上昇していること、（3）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。

・指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して 20%以上減少していること。

・指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5％以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して 20%以上減少していること。

※最近 3ヶ月間とは、最大で 6ヶ月前までさかのぼることができる。
取扱期間及び指定業種については、中小企業庁のホームページを参照してください。

・第７号（金融取引の調整）関係

以下の要件全てを満たす中小企業者

・経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整をしている金融機関等と金融取引を行っており、当該指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が１０％以上であること。
・指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して１０％以上減少していること。
・金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

指定金融機関については、中小企業庁のホームページを参照してください。

セーフティネット保証制度には、この他に、第２号（取引先企業のリストラ等の事業活動の制限）、第３号（突発的災害（事故等））、第６号（取引金融機関の破綻）、第８号（金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡）があります。

内容については、中小企業庁金融課、福井県信用保証協会、又は市へお問い合わせください。

【認定申請の留意事項】

提出書類

・申請書　２部　（市保管分１部、申請者渡し分１部）
・法人登記簿謄本の写し　１部　（法人事業所の場合）
・確認資料※　１部

※確認資料について

●第１号（連鎖倒産防止業種）認定の場合

・指定事業者に対する売掛金等を確認できる資料
例）裁判所届出資料、受取手形、取引先の支払通知書、売掛帳簿、不渡り手形の写し
・指定事業者に対する取引依存度が確認できる資料
例）原則として決算書類。なお、取引額が確認できない場合は、月別残高試算表や得意先別売上帳簿の写し。

●第４号（突発的災害）認定の場合

・売上高又は販売数量が確認できるもの
例）月別試算表、売上元帳の写し

【留意事項】

・減少率の小数点以下の桁数に定めはありませんが、小数点以下２桁でお願いします。

・金額の単位は千円単位でも結構です。

・建設業の場合は、完成工事高又は受注残高を記入して下さい。

●第５号（業種）認定の場合

・許認可証の写し（許認可の必要な業種のみ）

・売上高または工事完成高が確認できるもの

例）月別試算表、売上元帳の写し

【留意事項】

・減少率の小数点以下の桁数に定めはありませんが、小数点以下２桁でお願いします。

・金額の単位は千円単位でも結構です。

・建設業の場合は、完成工事高又は受注残高を記入して下さい。

●第７号（金融取引の調整）認定の場合

・残高証明書の写し（直近のものと前年同期のもの）

・決算報告書の写し（借入金明細表が記載されているもの）

【留意事項】

・借入残高には、**手形割引等の金額は含めないで下さい。**

・金融機関の範囲は、中小企業信用保険法施行令第１条の２に規定する金融機関を指します（下表の通り）

1　銀行
2　信用金庫・信用金庫連合会
3　労働金庫・労働金庫連合会
4　信用協同組合・信用協同組合連合会
5　農業協同組合・農業協同組合連合会
6　漁業協同組合・漁業協同組合連合会
7　農林中央金庫
8　商工組合中央金庫
9　国際協力銀行
10　日本政策投資銀行
11　日本政策金融公庫
12　沖縄振興開発金融公庫
13　保険会社

経営安定関連保証(セーフティネット保証)の指定期間・認定書の有効期間の取扱いについて

1　概要

(1)指定期間は、セーフティネット保証を受けようとする中小企業者が市長に対して「特定中小企業者」の認定の申請を行うことができる期間です。

(2)認定を受けた中小企業者は、認定書が発行されてから30日以内(認定書の有効期間)にセーフティネット保証の申込みを行えば、本申込みは有効なものとします。

2　中小企業者のメリット

・ 指定期間内に市長に認定申請を行えば、認定書の発行が指定期間を経過していても有効です。

・ 認定書の有効期間内に信用保証協会にセーフティネット保証を申込めば、保証承諾が認定書の有効期間を経過していても有効です。

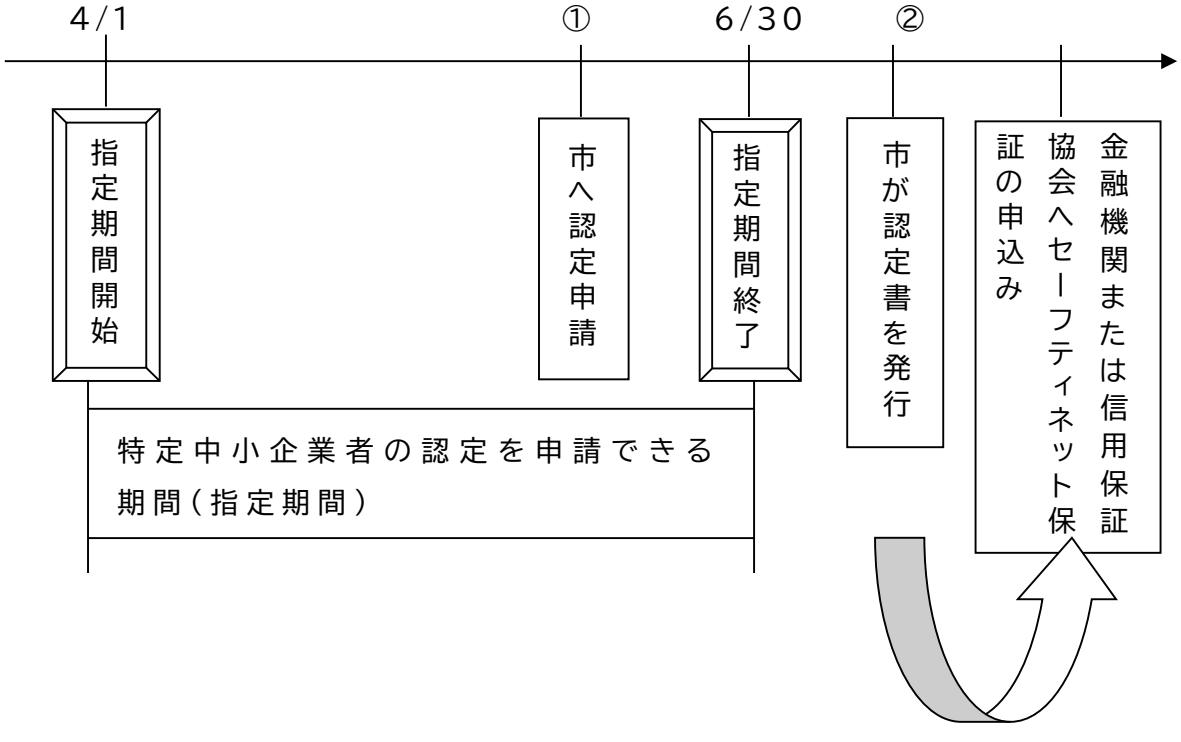

① 指定期間は特定中小企業者の認定の申請を行うことができる期間です。

② 認定書発行から保証申込みの受付までは30日以内です

◇許認可等を必要とする主な業種

業　　種	許可等	根　　拠　　法	有効期間
食料品製造業	許可	食品衛生法（第52条）	5年をくだらない期間
食料品販売業	許可	食品衛生法（第52条）	
飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法（第52条）	
建設業	許可	建設業法（第3条）	5年
一般旅客自動車運送事業 （一般貸切旅客自動車運送事業を除く）	許可	道路運送法（第4条）	
一般旅客自動車運送事業 （一般貸切旅客自動車運送事業に限る）	許可	道路運送法（第4条、8条）	5年
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（第43条）	
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法（第79条）	2年（更新時2年または3年）
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（第3条）	
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（第35条）	
旅館業	許可	旅館業法（第3条）	
古物営業	許可	古物営業法（第3条）	
薬局	許可	薬事法（第4条）	6年
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	許可	薬事法（第12条）	5年又は6年
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	許可	薬事法（第13条）	5年又は6年
医薬品販売業	許可	薬事法（第24条、26条、28条、30条）	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業、賃貸業	許可	薬事法（第39条）	6年
医療機器修理業	許可	薬事法（第40条の2）	5年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条）	2年
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条）	5年
特定管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条の4）	5年
有料職業紹介事業	許可	職業安定法（第30条）	3年（更新時5年）
病院、診療所、助産所	許可	医療法（第7条）	
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（第3条）	5年
酒類製造業	免許	酒税法（第7条）	
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（第8条）	
酒類販売業	免許	酒税法（第9条）	
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（第5条）	
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（第3条）	
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第5条）	3年（更新時5年）
家畜商	免許	家畜商法（第3条）	
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（第35条）	期限を付することができる（概ね2年）
興行場（映画館、劇場）	許可	興行場法（第2条）	
浴場業	許可	公衆浴場法（第2条）	
測量業	登録	測量法（第55条）	5年
砂利採取業	登録	砂利採取法（第3条）	
採石業	登録	採石法（第32条）	
建築士事務所	登録	建築士法（第23条）	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（第3条）	5年
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法（第78条）	
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第3条）	
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の2）	
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の9）	
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法（第3条）	
接待飲食等営業	許可	風営法（第3条）	
遊技場営業	許可	風営法（第3条）	

（注：本表の許可等については、事業法の制定、改廃があった場合必要に応じて見直しを行う。）

（参考）融資関連ホームページURL一覧

福井県信用保証協会	http://www.cgc-fukui.or.jp/
中小企業庁 （金融支援施策情報）	http://www.chusho.meti.go.jp/ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html
越前市	http://www.city.echizen.lg.jp

中小企業者向け「越前市」制度融資の手引
－令和7年度－

令和7年4月発行

【お問合せ先】
越前市産業政策課
〒915-8530 越前市府中一丁目 13-7
電 話 0778-22-3047
FAX 0778-22-5167
E-Mail：syoukou@city.echizen.lg.jp